

第 3 号 議 案

平 成 2 5 年 度

亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成25年度亀岡市簡易水道事業特別会計
補正予算（第1号）

平成25年度亀岡市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,580千円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

149,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に
よる。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為を
することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行
為」による。

平成25年11月25日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	80,361	417	80,778
	1 使用料	80,286	417	80,703
8	繰越金	2,000	1,163	3,163
	1 繰越金	2,000	1,163	3,163
歳入合計		147,900	1,580	149,480

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	管理費	85,857	1,580	87,437
	1 施設管理費	85,857	1,580	87,437
歳出合計		147,900	1,580	149,480

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
簡易水道施設管理等業務委託経費	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	千円 5, 8 0 0
簡易水道施設点検等業務委託経費	平成 25 年度から 平成 28 年度まで	1 2, 5 0 0